

國學院大學大学院学則

第1章 総則

第1条 本大学院は、神道学・宗教学・文学・民俗学・史学・法学・経済学に関する専門分野を教授・研究し、自立して研究活動を行う者及び専門的な業務に従事する者の高度な研究能力と豊かな学識を涵養し、人類文化の進展に寄与することを目的とする。

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的と社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

第3条 本大学院に文学研究科・法学研究科及び経済学研究科を置き、各研究科に博士課程を置く。

2 文学研究科は、日本文化の真髄を理解し、かつ幅広い知識をもち、新しい価値観を創造し人類文化の発展に寄与することができる、優れた研究者及び専門的な業務に従事する者を養成することを目的とする。

3 法学研究科は、学部教育を基礎とし、法学及び政治学に関する、専門的分析能力を用いて先端的問題を総合的に分析・判断し社会的諸問題の解決に貢献する者、及び専攻分野に関し独創的研究を行い指導する能力をもつ研究者を養うことを目的とする。

4 経済学研究科は、学部教育を基礎とし、経済及び経済学に関する、高度な専門的知識と能力をもつ職業人、及び豊かな学識と創造的な研究能力をもつ研究者を育成することを目的とする。

5 博士課程の標準修業年限は5年とし、これを前期2年の博士前期課程（これを「修士課程」として取扱う。）と、後期3年の博士後期課程（これを「博士課程」として取扱う。）とする。（以下それぞれ「前期課程」「後期課程」とする。）

6 前項の規定にかかわらず、前期課程においては、就業、育児、介護、心身の障害等の事情により、前項に定める標準修業年限を延長して一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了すること（以下「長期履修」という。）を希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修に基づき、修業年限を3年又は4年に延長することができる。

7 前項に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

8 博士課程の最長在学期間は、前期課程は4年（第6項に基づく長期履修を認められた者については6年）、後期課程は6年とする。

第4条 文学研究科に次の専攻を置く。

(1) 神道学・宗教学専攻

(2) 文学専攻

(3) 史学専攻

2 神道学・宗教学専攻は、日本古来の伝統宗教である神道を中心とする日本の伝統文化に関して、歴史的・思想神学的な理解を深め、内外の諸宗教及びそれに関連する宗教文化の意義と役割を比較研究し、幅広い人材を養成することを目的とする。

3 文学専攻は、文化・文学・言語に関する高度な研究の深化・発展を図り、その能力を有する研究者の養成、豊かな学識と高度な教育能力をもつ教育者の養成、及び専門的な業務に従事する社会人の再教育を目的とする。

4 史学専攻は、国内外の歴史学・考古学・地理学・博物館学及び美学美術史の幅広い分野に関し研究の深化・発展を図り、各種研究教育機関で研究教育に携わる優れた人材を育成すること、併せて社会人を積極的に受け入れ、幅広い人材を養成することを目的とする。

第5条 法学研究科に次の専攻を置く。

(1) 法律学専攻

第6条 経済学研究科に次の専攻を置く。

(1) 経済学専攻

第7条 本大学院各研究科の収容定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	前期課程		後期課程		合計 総収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
文学 研究科	神道学・宗教学専攻	20	40	4	12	52
	文学専攻	30	60	10	30	90
	史学専攻	40	80	10	30	110
	計	90	180	24	72	252
法学 研究科	法律学専攻	10	20	5	15	35
	計	10	20	5	15	35
経済学 研究科	経済学専攻	10	20	5	15	35
	計	10	20	5	15	35
合計		110	220	34	102	322

第8条 本大学院の前期課程に標準修業年限2年以上（第3条第6項に基づく長期履修を認められた者については、その延長された修業年限以上）在学して所定の授業科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格した者に、次の区分による修士の学位を授ける。

研究科名	専攻名	専攻分野の名称
文学研究科	神道学・宗教学専攻	神道学・宗教学
	文学専攻	文学・民俗学
	史学専攻	歴史学
法学研究科	法学専攻	法学
経済学研究科	経済学専攻	経済学

ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前期課程を修了した者で、本大学院の後期課程に標準修業年限3年以上在学して所定の授業科目について12単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、博士論文の審査及び試験に合格した者に、次の区分による博士の学位を授ける。

研究科名	専攻名	専攻分野の名称
文学研究科	神道学・宗教学専攻	神道学・宗教学
	文学専攻	文学・民俗学
	史学専攻	歴史学
法学研究科	法学専攻	法学
経済学研究科	経済学専攻	経済学

ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、後期課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

3 第2項の規定にかかわらず学校教育法施行規則第70条の2の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、後期課程に入学した場合の修了の要件は、後期課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受け、かつ、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、後期課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

第9条 前条第2項の規定によらないで、本大学院に学位論文を提出して博士の学位を申請し、所定の審査及び試験に合格した者に、次の区分による博士の学位を授ける。

研究科名	専攻分野の名称
文学研究科	神道学・宗教学・文学・民俗学・歴史学
法学研究科	法学
経済学研究科	経済学

第10条 本大学院に図書館、研究室、資料室及び読書室を置く。

第2章 教員組織及び運営

第11条 本大学院の授業担当並びに研究指導の教員は、國學院大學教授、准教授の中から委嘱し、必要ある場合は國學院大學助教の中から委嘱することがある。また、授業担当の教員として兼任の講師を委嘱する。

2 本大学院の授業及び研究指導の双方を担当する大学院客員教授を委嘱することができる。

3 前項の大学院客員教授の任用並びに就業形態に関しては別に定めるところによる。

第12条 本大学院の研究科に研究科委員会を設ける。

2 研究科委員会は、当該研究科の授業を担当する教授、准教授をもって組織する。

第13条 本大学院各研究科に研究科委員長を置く。

2 研究科委員長は、大学院研究科委員長選出規程により、研究科委員会を構成する教授の中から同委員会において選出し、学長が委嘱する。

3 研究科委員長は、当該研究科を主管する。

4 研究科委員長は、当該研究科委員会を招集し議長となる。

5 研究科委員長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第14条 研究科委員会は次の事項を審議処理する。

- (1) 当該研究科の授業科目及び授業担当教員に関する事項
- (2) 学生の入学・休学・退学・再入学・転学・除籍に関する事項
- (3) 学生の学業成績に関する事項
- (4) 修士・博士の学位に関する事項
- (5) ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント、ポスト・ドクター研究員の選考に関する事項
- (6) 学生の賞罰に関する事項
- (7) その他必要な事項

第15条 本大学院各研究科に幹事1名を置く。幹事は、研究科委員会を構成する教授の中から、当該研究科委員会の議を経て学長が委嘱する。

- 2 幹事の互選により代表幹事を選出する。
- 3 代表幹事は、幹事会を主管する。
- 4 幹事は、当該研究科委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は事故あるときはその職務を代行又は代理する。
- 5 幹事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 研究科間の連絡・調整等に当たるため、各研究科幹事並びに教学事務部長及び大学院事務課長をもって組織する幹事会を設ける。

第16条 本大学院に大学院委員会を設ける。

- 2 大学院委員会は、大学院委員長、各研究科委員長、幹事及び各研究科の教授1名をもって組織する。
- 3 大学院委員会は、大学院委員長が招集し、議長となる。
- 4 学長は、大学院委員会に出席し、意見をのべることができる。

第17条 本大学院に大学院委員長を置く。

- 2 大学院委員長は、大学院委員長選出規程により選出し、大学院委員会の議を経て学長が委嘱する。
- 3 大学院委員長は、大学院を主管する。
- 4 大学院委員長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 大学院委員長が欠けたとき又は事故あるときは、学長の委嘱により大学院委員会委員のうち1名がその職務を代行する。

第18条 大学院委員会は次の事項を審議する。

- (1) 大学院学則及び諸規程の制定・改廃に関する事項
- (2) その他各研究科に共通な事項

第3章 授業科目・履修方法及び学位授与の方法

第19条 各研究科における授業科目、単位数及び履修方法は、別表のとおりとする。ただし、別表記載以外の授業科目を開設することがある。

- 2 各研究科は学位論文作成指導のため、当該研究科委員会の構成員・大学院客員教授の中から指導教員を定める。
- 3 第8条に規定する研究指導の方法及び各専攻の履修方法は、この学則に定めるもののほか履修要綱の定めるところによる。

第19条の2 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

- 2 前項に規定する研修等の運営方法については、別に定める。

第20条 学生は各自の研究分野を定め、その目的に適するように指導教員の指示により授業科目を履修するものとする。

- 2 前期課程学生は指導教員の指示により、他研究科・他の専攻、及び専攻科並びに学部の授業科目について、年間8単位まで履修することができる。修得した単位については、学部及び専攻科の授業科目を除き、選択科目として認定することができる。
- 3 指導教員が学生の研究上特に必要と認めた場合は、国内並びに外国の大学院及びその他の研究機関に属する授業科目を履修することができる。
- 4 前項により修得した単位のうち、本大学院における修得単位とみなし、修了要件として認定することができる単位数は、10単位を超えないものとする。

第21条 本大学院博士前期課程に入学する以前に、本学又は他大学等の大学院において修得した単位について、教育研究上有益と認められる場合は、研究科委員会の議を経て、入学後に本大学院において修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により本大学院において修得したものとみなし、修了要件として認定することができる単位数は、本大学院における修得単位を除いて10単位を超えないものとする。

第 22 条 教育研究上有益であると認めるとき、各研究科は、他大学の大学院との間に、学生の交流及び単位互換に関する協定を結ぶことができる。

- 2 前項の協定に基く授業科目の履修生を委託特別聴講学生という。
- 3 協定及び委託特別聴講学生の交流等に関する事項は、当該研究科委員会の議を経て、研究科又は専攻ごとに定める。
- 4 委託特別聴講学生として修得した単位は、第 20 条第 3 項及び第 4 項の規定により認定することができる。

第 22 条の 2 第 20 条第 3 項、第 4 項及び第 21 条の規定により、認定することができる単位数は、合わせて 15 単位を超えないものとする。

第 23 条 修士及び博士の学位授与の審査は、当該研究科委員会がこれを行う。

- 2 前期課程においては、所定の期間在学し、所定の単位を修得し学位論文を提出した者について、学位論文の審査及び試験を行う。
- 3 後期課程においては、所定の期間在学し、所定の単位を修得し独創的研究に基づき学位論文を提出した者について、学位論文の審査及び試験を行う。
- 4 修士並びに博士の学位論文の審査及び試験は、当該研究科委員会の定める審査員がこれを行う。
- 5 研究科委員会は学位論文の審査及び試験の結果について総合審査を行い、合格・不合格を決定する。

第 4 章 入学・退学その他

第 24 条 本大学院に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とし、かつ、入学審査に合格した者でなければならない。

前期課程

(1) 学士の学位を有する者

(2) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を履修することにより、当該外国の学校における 16 年の課程を修了した者

(3) 日本国内において、文部科学大臣が別に指定する外国の大学の課程(当該外国の学校教育制度に位置付けられた教育施設の課程であって、その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を修了した者

(4) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が 3 年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者

(5) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 本大学院が、大学に 3 年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者

(8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達した者

後期課程

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業を履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 日本国内において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の大学等の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 大学院において、個別の入学資格審査により修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24 歳に達した者

第 25 条 本大学院の入学の時期は毎年 4 月とする。

第 26 条 病気、留学その他の事由により、引き続き 3 カ月以上欠席しようとする者は、保証人連署のうえ願い出て、休学することができる。病気による休学は医師の診断書を提出するものとする。

2 休学期間は前期、後期又は学年度とする。やむを得ない場合はこの期間を延長することができる。

3 復学の時期は学期の始めとする。

4 休学の期間は、前期課程は2年、後期課程は3年を上限とし、この期間は在学期間に算入しない。

第27条 病気その他やむを得ない事由により、退学しようとする者は、保証人連署のうえ退学願を提出しなければならない。

2 退学をした者が再入学を願い出たときは、当該研究科委員会の議を経てこれを許可することがある。

3 再入学に関する必要事項は別に定める。

4 前期課程に4年（第3条第6項に基づく長期履修を認められた者については、6年）在学し、所定単位の未修得並びに修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に不合格の者は在学期間満了による退学となる。後期課程に6年在学し、所定単位未修得の者も同様とする。

第5章 学年及び休業日

第28条 本大学院の学年及び休業日に関する事項は、國學院大學学則を準用する。

第6章 学費

第29条 本大学院に入学を許可された者は、別表に定める入学金及び授業料、その他の経費を納めなければならない。

2 再入学者に適用する授業料及びその他の経費については、再入学した年度の金額を適用する。

3 在学中に授業料及びその他の経費について変更があった場合には、新たに定められた金額を納めなければならない。

第7章 特別研究生・委託生・聴講生・科目等履修生

第30条 本大学院において前期課程又は後期課程を修了し、更に研究を続けようとする者に対し、選考のうえ特別研究生として在籍を許可することがある。

特別研究生の学費は別表のとおりとする。

第31条 公共団体その他の機関から、本大学院の特定の授業科目について研究を委託された者がいるときは、選考のうえ委託生として研究を許可することがある。

委託生の学費は別表のとおりとする。

第32条 本大学院の授業科目中、特定の授業科目の聴講を希望する者がいるときは、選考のうえ聴講生として聴講を許可することがある。

聴講生の学費は別表のとおりとする。

2 聴講生として受講することが出来る単位は1年間に12単位以内とする。

第33条 本大学院の授業科目中、特定の授業科目の単位取得を希望する者がいるときは、選考のうえ科目等履修生として受講を許可し、本大学院所定の単位を授与することがある。

科目等履修生の学費は別表のとおりとする。

2 科目等履修生として受講することが出来る単位は1年間に16単位以内とする。

第8章 特別研究員

第34条 本大学院後期課程で学位を取得した者は、研究科委員会の選考を経て特別研究員に任ずることができる。

第9章 社会人入学・外国人入学

第35条 本大学院に入学を希望する社会人は、別に定める特別の選考を経て入学を許可することがある。

第36条 本大学院に入学を希望する外国人は、別に定める特別の選考を経て入学を許可することがある。

第10章 賞罰

第37条 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学位を取り消すものとする。学位を得た者がその名誉を汚辱する行為があったときは、その授与した学位を取り消すことがある。

2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては懲戒を行う。

- (1) 本学の秩序を紊し、名誉を毀損した者
- (2) 性行不良で改善の見込がないと認められた者
- (3) 学力劣等で成業の見込がないと認められた者
- (4) 正当の理由なくして出席常でない者

3 懲戒は譴責・謹慎・停学・退学とする。

第11章 奨学生

第38条 本大学院学生のために奨学金制度を設ける。

第12章 教育職員免許状

第39条 本大学院の各研究科・各専攻に認定課程として認められている教育職員免許状の種類及び免許教科は別表のとおりである。

- 2 本大学院の前期課程を修了し、中学校教諭普通専修免許状及び高等学校教諭普通専修免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許法及び同施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

第13章 改正

第40条 この学則の改正は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 本大学院学則に規定のない事項は國學院大學学則を準用する。
- 2 この学則は文部大臣の許可の日から施行する。

附記 昭和26年4月5日文部大臣認可

附 則

この学則は昭和28年4月1日から施行する。

(平成18年度以前の附則は省略)

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前の入学者については、なお従前の例による。
(学校教育法第58条改正に伴う経過措置)
- 3 第11条第1項の規定においては、専任講師を助教とみなす。
- 4 大学院学則第29条別表備考1は、平成18年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第19条の二については、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前の入学者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前の入学者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前の入学者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 第1項の規定にかかわらず、令和4年度以前入学者に係る「國學院大學大学院休学者に対する授業料等免除規程」（以下「免除規程」という。）第2条第1号、第2号及び第3号に基づく免除については、なお従前の例による。この場合において、免除規程中に「授業料等」とあるのは「休学在籍料」と読み替えるものとする。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和8年4月1日から施行する。

第 19 条 別表 1-1

文学研究科神道学・宗教学専攻 前期課程

必修科目		
授業科目	講義・演習の別	単位数
論文指導演習 A	演習	2
論文指導演習 B	演習	2
神道学・宗教学理論演習	演習	2

選択科目 A		
授業科目	講義・演習の別	単位数
神道神学研究 A	演習	2
神道神学研究 B	演習	2
神道史研究 A	演習	2
神道史研究 B	演習	2
神社史研究 A	演習	2
神社史研究 B	演習	2
祭祀研究 A	演習	2
祭祀研究 B	演習	2
神道古典研究 A	演習	2
神道古典研究 B	演習	2
神道古典研究 A	講義	2
神道古典研究 B	講義	2
神道思想史研究 A	講義	2
神道思想史研究 B	講義	2
神社行政・管理研究 A	講義	2
神社行政・管理研究 B	講義	2

選択科目 B		
授業科目	講義・演習の別	単位数
宗教学研究 A	演習	2
宗教学研究 B	演習	2
宗教社会学研究 A	演習	2
宗教社会学研究 B	演習	2
宗教行政研究 A	講義	2
宗教行政研究 B	講義	2
祭祀研究 A	講義	2
祭祀研究 B	講義	2
宗教哲学研究 A	講義	2
宗教哲学研究 B	講義	2
仏教研究 A	講義	2
仏教研究 B	講義	2
キリスト教研究 A	講義	2
キリスト教研究 B	講義	2
イスラーム研究 A	講義	2
イスラーム研究 B	講義	2

選択科目 C		
授業科目	講義・演習の別	単位数
神社教化研究 A	講義	2
神社教化研究 B	講義	2
神社祭式基礎研究 A	講義	2
神社祭式基礎研究 B	講義	2
神社祭式研究 A	講義	2
神社祭式研究 B	講義	2
神社祭式応用研究 A	講義	2
神社祭式応用研究 B	講義	2
社会科教育学研究 A	講義	2
社会科教育学研究 B	講義	2
公民科教育学研究 A	講義	2
公民科教育学研究 B	講義	2

備考

- ① 指導教員の担当する授業科目を含め 30 単位以上を修得するものとする。
- ② 授業科目の内容、履修方法については履修要綱に定める。
- ③ 定期的に指導教員の研究指導を受けるものとする。

第 19 条 別表 1-2

文学研究科文学専攻 前期課程

専攻必修科目		
授業科目	講義・演習の別	単位数
論文指導演習 A	演習	2
論文指導演習 B	演習	2
日本古典研究 A	講義	2
日本古典研究 B	講義	2

専攻選択必修科目					
授業科目	講義・演習の別	単位数	授業科目	講義・演習の別	単位数
海外日本文学研究	講義	2	日本古典実習 A	実習	2
比較文学研究	講義	2	日本古典実習 B	実習	2
対照言語研究 A	講義	2	日本伝承文化実習	実習	2
対照言語研究 B	講義	2	アカデミック・ライティング ^① A	講義	2
関係外国語研究 A	講義	2	アカデミック・ライティング ^① B	講義	2
関係外国語研究 B	講義	2	日本文学研究法	講義	2
日中古典比較研究 A	講義	2	日本語学研究法	講義	2
日中古典比較研究 B	講義	2	中国文学研究法	講義	2
アジア文化比較研究 A	講義	2	伝承文学研究法	講義	2
アジア文化比較研究 B	講義	2	日本語教育学研究法	講義	2

選択科目 A					
I			II		
授業科目	講義・演習の別	単位数	授業科目	講義・演習の別	単位数
日本上代文学研究 A	演習	2	日本文学史研究 A	講義	2
日本上代文学研究 B	演習	2	日本文学史研究 B	講義	2
日本中古文学研究 A	演習	2	日本文学特論 A	講義	2
日本中古文学研究 B	演習	2	日本文学特論 B	講義	2
日本中世文学研究 A	演習	2			
日本中世文学研究 B	演習	2			
日本近世文学研究 A	演習	2			
日本近世文学研究 B	演習	2			
日本近現代文学研究 A	演習	2			
日本近現代文学研究 B	演習	2			

選択科目 B					
I			II		
授業科目	講義・演習の別	単位数	授業科目	講義・演習の別	単位数
日本古代語研究 A	演習	2	日本語語法学 A	講義	2
日本古代語研究 B	演習	2	日本語語法学 B	講義	2
日本近代語研究 A	演習	2	日本語学史 A	講義	2
日本近代語研究 B	演習	2	日本語学史 B	講義	2
日本現代語研究 A	演習	2	日本語音韻史 A	講義	2
日本現代語研究 B	演習	2	日本語音韻史 B	講義	2
			日本語学特論 A	講義	2
			日本語学特論 B	講義	2

選択科目 C					
I			II		
授業科目	講義・演習の別	単位数	授業科目	講義・演習の別	単位数
中国文学研究 A	演習	2	中国文学史研究 A	講義	2
中国文学研究 B	演習	2	中国文学史研究 B	講義	2
			中国文学特論 A	講義	2
			中国文学特論 B	講義	2
			中国語学研究 A	演習	2
			中国語学研究 B	演習	2

選択科目 D					
I			II		
授業科目	講義・演習の別	単位数	授業科目	講義・演習の別	単位数
伝承文学研究 A	演習	2	伝承文学史 A	講義	2
伝承文学研究 B	演習	2	伝承文学史 B	講義	2
伝統芸能研究 A	演習	2	伝承文学特論 A	講義	2
伝統芸能研究 B	演習	2	伝承文学特論 B	講義	2
民俗学研究 A	演習	2	民俗学特論 A	講義	2
民俗学研究 B	演習	2	民俗学特論 B	講義	2
			伝統芸能特論 A	講義	2
			伝統芸能特論 B	講義	2
			儀礼文化研究 A	講義	2
			儀礼文化研究 B	講義	2

選択科目 E					
I			II		
授業科目	講義・演習の別	単位数	授業科目	講義・演習の別	単位数
国語教育実践研究 A	演習	2	学校文法体系論 A	講義	2
国語教育実践研究 B	演習	2	学校文法体系論 B	講義	2
日本語教育研究 A	演習	2	日本文学研究 A	講義	2
日本語教育研究 B	演習	2	日本文学研究 B	講義	2
			漢文学研究 A	講義	2
			漢文学研究 B	講義	2
			国語教育学研究 A	講義	2
			国語教育学研究 B	講義	2
			教科書研究 A	講義	2
			教科書研究 B	講義	2
			教育方法学研究 A	講義	2
			教育方法学研究 B	講義	2
			教育法規研究 A	講義	2
			教育法規研究 B	講義	2
			日本語教授法実践	講義	2
			日本語教授法研究	講義	2
			日本語教育教材研究 A	講義	2
			日本語教育教材研究 B	講義	2
			第二言語習得論 A	講義	2
			第二言語習得論 B	講義	2
			日本語教育文法 A	講義	2
			日本語教育文法 B	講義	2
			日本語音声学 A	講義	2
			日本語音声学 B	講義	2
			応用言語学 A	講義	2
			応用言語学 B	講義	2

備考

- ① 指導教員の担当する授業科目を含め 30 単位以上を修得するものとする。
- ② 授業科目の内容、履修方法については履修要綱に定める。
- ③ 定期的に指導教員の研究指導を受けるものとする。

第 19 条 別表 1-3
文学研究科史学専攻 前期課程

専攻必修科目		
授業科目	講義・演習の別	単位数
論文指導演習 A	演習	2
論文指導演習 B	演習	2

専攻選択必修科目		
授業科目	講義・演習の別	単位数
史学方法論研究	講義	2

選択科目 A						
授業科目	講義・演習の別	単位数	授業科目	講義・演習の別	単位数	
日本古代史研究 A	演習	2	日本史研究 A	講義	2	
日本古代史研究 B	演習	2	日本史研究 B	講義	2	
日本古代史特論 A	講義	2	歴史地理学研究 A	演習	2	
日本古代史特論 B	講義	2	歴史地理学研究 B	演習	2	
日本中世史研究 A	演習	2	歴史地理学特論 A	講義	2	
日本中世史研究 B	演習	2	歴史地理学特論 B	講義	2	
日本中世史特論 A	講義	2	比較地誌学研究 A	演習	2	
日本中世史特論 B	講義	2	比較地誌学研究 B	演習	2	
日本近世史研究 A	演習	2	比較地誌学特論 A	講義	2	
日本近世史研究 B	演習	2	比較地誌学特論 B	講義	2	
日本近世史特論 A	講義	2	地囀学研究 A	演習	2	
日本近世史特論 B	講義	2	地囀学研究 B	演習	2	
日本近現代史研究 A	演習	2	地囀学特論 A	講義	2	
日本近現代史研究 B	演習	2	地囀学特論 B	講義	2	
日本近現代史特論 A	講義	2	日本思想史特論 A	講義	2	
日本近現代史特論 B	講義	2	日本思想史特論 B	講義	2	
宗教史料学研究 A	演習	2				
宗教史料学研究 B	演習	2				

選択科目 B						
授業科目	講義・演習の別	単位数	授業科目	講義・演習の別	単位数	
東洋史研究 A	演習	2	西洋史特論 A	講義	2	
東洋史研究 B	演習	2	西洋史特論 B	講義	2	
東洋史特論 A	講義	2	比較文化史研究 A	演習	2	
東洋史特論 B	講義	2	比較文化史研究 B	演習	2	
東アジア史研究 A	演習	2	比較文化史特論 A	講義	2	
東アジア史研究 B	演習	2	比較文化史特論 B	講義	2	
東アジア史特論 A	講義	2	東洋思想史特論 A	講義	2	
東アジア史特論 B	講義	2	東洋思想史特論 B	講義	2	
西洋史研究 A	演習	2	西洋思想史特論 A	講義	2	
西洋史研究 B	演習	2	西洋思想史特論 B	講義	2	

選択科目 C					
授業科目	講義・演習の別	単位数	授業科目	講義・演習の別	単位数
日本考古学研究 A	演習	2	理論考古学研究 A	演習	2
日本考古学研究 B	演習	2	理論考古学研究 B	演習	2
日本考古学特論 A	講義	2	理論考古学特論 A	講義	2
日本考古学特論 B	講義	2	理論考古学特論 B	講義	2
先史考古学研究 A	演習	2	環境考古学研究 A	演習	2
先史考古学研究 B	演習	2	環境考古学研究 B	演習	2
先史考古学特論 A	講義	2	環境考古学特論 A	講義	2
先史考古学特論 B	講義	2	環境考古学特論 B	講義	2
歴史考古学研究 A	演習	2	民族考古学特論 A	講義	2
歴史考古学研究 B	演習	2	民族考古学特論 B	講義	2
歴史考古学特論 A	講義	2	考古学研究 A	演習	2
歴史考古学特論 B	講義	2	考古学研究 B	演習	2
外国考古学研究 A	演習	2	考古学特論 A	講義	2
外国考古学研究 B	演習	2	考古学特論 B	講義	2
外国考古学特論 A	講義	2	考古学実習 A	実習	2
外国考古学特論 B	講義	2	考古学実習 B	実習	2

選択科目 D		
授業科目	講義・演習の別	単位数
美学研究 A	演習	2
美学研究 B	演習	2
美学特論 A	講義	2
美学特論 B	講義	2
美術史研究 A	演習	2
美術史研究 B	演習	2
美術史特論 A	講義	2
美術史特論 B	講義	2
芸術学研究 A	演習	2
芸術学研究 B	演習	2
芸術学特論 A	講義	2
芸術学特論 B	講義	2
比較芸術学研究 A	演習	2
比較芸術学研究 B	演習	2
比較芸術学特論 A	講義	2
比較芸術学特論 B	講義	2
芸術情報論 A	講義	2
芸術情報論 B	講義	2

選択科目 E		
授業科目	講義・演習の別	単位数
資料保存展示論研究 A	演習	2
資料保存展示論研究 B	演習	2
地域博物館論研究 A	演習	2
地域博物館論研究 B	演習	2
博物館史特論	講義	2
博物館学史特論	講義	2
欧米博物館史特論	講義	2
博物館関係法規特論	講義	2
博物館資料論特論 A	講義	2
博物館資料論特論 B	講義	2
博物館経営特論	講義	2
博物館教育活動特論	講義	2
展示工学特論	講義	2
博物館学専門実習 A	実習	2
博物館学専門実習 B	実習	2

選択科目 F		
授業科目	講義・演習の別	単位数
史学理論特論 A	講義	2
史学理論特論 B	講義	2
史料学研究 A	演習	2
史料学研究 B	演習	2
史料学特論 A	講義	2
史料学特論 B	講義	2
文化人類学研究 A	演習	2
文化人類学研究 B	演習	2
文化人類学特論 A	講義	2
文化人類学特論 B	講義	2
文化財学研究 A	演習	2
文化財学研究 B	演習	2
文化財学特論 A	講義	2
文化財学特論 B	講義	2

選択科目 G		
授業科目	講義・演習の別	単位数
社会科教育学研究 A	講義	2
社会科教育学研究 B	講義	2
地理教育学研究 A	講義	2
地理教育学研究 B	講義	2
歴史科教育学研究 A	講義	2
歴史科教育学研究 B	講義	2

備考

- ① 指導教員の担当する授業科目を含め 30 単位以上を修得するものとする。
- ② 授業科目の内容、履修方法については履修要綱に定める。
- ③ 定期的に指導教員の研究指導を受けるものとする。

第 19 条 別表 1-4

文学研究科神道学・宗教学専攻 後期課程

授業科目	講義・演習の別	単位数
論文指導演習 A	演習	2
論文指導演習 B	演習	2

授業科目	講義・演習の別	単位数	授業科目	講義・演習の別	単位数
神道神学特殊研究 A	演習	2	宗教学特殊研究 A	演習	2
神道神学特殊研究 B	演習	2	宗教学特殊研究 B	演習	2
神道史特殊研究 A	演習	2	宗教社会学特殊研究 A	演習	2
神道史特殊研究 B	演習	2	宗教社会学特殊研究 B	演習	2
神社史特殊研究 A	演習	2	宗教行政特殊研究 A	演習	2
神社史特殊研究 B	演習	2	宗教行政特殊研究 B	演習	2
祭祀特殊研究 A	演習	2			
祭祀特殊研究 B	演習	2			
神道古典特殊研究 A	演習	2			
神道古典特殊研究 B	演習	2			

備考

- ① 指導教員の担当する授業科目を含め 12 単位以上を修得するものとする。また、各自の専攻分野に関して幅広く履修すること。
- ② 授業科目の内容、履修方法については履修要綱に定める。
- ③ 定期的に指導教員の研究指導を受けるものとする。

第 19 条 別表 1-5

文学研究科文学専攻 後期課程

授業科目	講義・演習の別	単位数
論文指導演習 A	演習	2
論文指導演習 B	演習	2

A 日本文学を主とする者

授業科目	講義・演習の別	単位数	授業科目	講義・演習の別	単位数
日本上代文学特殊研究 A	演習	2	日本近世文学特殊研究 A	演習	2
日本上代文学特殊研究 B	演習	2	日本近世文学特殊研究 B	演習	2
日本中古文学特殊研究 A	演習	2	日本近現代文学特殊研究 A	演習	2
日本中古文学特殊研究 B	演習	2	日本近現代文学特殊研究 B	演習	2
日本中世文学特殊研究 A	演習	2			
日本中世文学特殊研究 B	演習	2			

B 日本語学を主とする者

授業科目	講義・演習の別	単位数	授業科目	講義・演習の別	単位数
日本古代語特殊研究 A	演習	2	日本現代語特殊研究 A	演習	2
日本古代語特殊研究 B	演習	2	日本現代語特殊研究 B	演習	2
日本近代語特殊研究 A	演習	2			
日本近代語特殊研究 B	演習	2			

C 中国文学を主とする者

授業科目	講義・演習の別	単位数
中国文学特殊研究 A	演習	2
中国文学特殊研究 B	演習	2

D 伝承文学を主とする者

授業科目	講義・演習の別	単位数	授業科目	講義・演習の別	単位数
伝承文学特殊研究 A	演習	2	民俗学特殊研究 A	演習	2
伝承文学特殊研究 B	演習	2	民俗学特殊研究 B	演習	2
伝統芸能特殊研究 A	演習	2			
伝統芸能特殊研究 B	演習	2			

E 高度国語・日本語教育を主とする者

授業科目	講義・演習の別	単位数	授業科目	講義・演習の別	単位数
日本語教育特殊研究 A	演習	2	国語教育実践特殊研究 A	演習	2
日本語教育特殊研究 B	演習	2	国語教育実践特殊研究 B	演習	2

備考

- ① 指導教員の担当する授業科目を含め 12 単位以上を修得するものとする。また、各自の専攻分野に関して幅広く履修すること。
- ② 授業科目の内容、履修方法については履修要綱に定める。
- ③ 定期的に指導教員の研究指導を受けるものとする。

第 19 条 別表 1-6

文学研究科史学専攻 後期課程

授業科目	講義・演習の別	単位数
論文指導演習 A	演習	2
論文指導演習 B	演習	2

授業科目	講義・演習の別	単位	授業科目	講義・演習の別	単位
日本古代史特殊研究 A	演習	2	日本考古学特殊研究 A	演習	2
日本古代史特殊研究 B	演習	2	日本考古学特殊研究 B	演習	2
日本中世史特殊研究 A	演習	2	先史考古学特殊研究 A	演習	2
日本中世史特殊研究 B	演習	2	先史考古学特殊研究 B	演習	2
日本近世史特殊研究 A	演習	2	歴史考古学特殊研究 A	演習	2
日本近世史特殊研究 B	演習	2	歴史考古学特殊研究 B	演習	2
日本近現代史特殊研究 A	演習	2	外国考古学特殊研究 A	演習	2
日本近現代史特殊研究 B	演習	2	外国考古学特殊研究 B	演習	2
宗教史料学特殊研究 A	演習	2	考古学特殊研究 A	演習	2
宗教史料学特殊研究 B	演習	2	考古学特殊研究 B	演習	2
歴史地理学特殊研究 A	演習	2	美学特殊研究 A	演習	2
歴史地理学特殊研究 B	演習	2	美学特殊研究 B	演習	2
比較地誌学特殊研究 A	演習	2	美術史特殊研究 A	演習	2
比較地誌学特殊研究 B	演習	2	美術史特殊研究 B	演習	2
地図学特殊研究 A	演習	2	芸術学特殊研究 A	演習	2
地図学特殊研究 B	演習	2	芸術学特殊研究 B	演習	2
東洋史特殊研究 A	演習	2	比較芸術学特殊研究 A	演習	2
東洋史特殊研究 B	演習	2	比較芸術学特殊研究 B	演習	2
東アジア史特殊研究 A	演習	2	資料保存展示論特殊研究 A	演習	2
東アジア史特殊研究 B	演習	2	資料保存展示論特殊研究 B	演習	2
西洋史特殊研究 A	演習	2	地域博物館論特殊研究 A	演習	2
西洋史特殊研究 B	演習	2	地域博物館論特殊研究 B	演習	2
比較文化史特殊研究 A	演習	2	博物館学特殊実習 A	実習	2
比較文化史特殊研究 B	演習	2	博物館学特殊実習 B	実習	2

備考

- ① 指導教員の担当する授業科目を含め 12 単位以上を修得するものとする。また、各自の専攻分野に関して幅広く履修すること。
- ② 授業科目の内容、履修方法については履修要綱に定める。
- ③ 定期的に指導教員の研究指導を受けるものとする。

第 19 条 別表 2-1

法学研究科法律学専攻 前期課程

授業科目	講義・演習の別	単位数	授業科目	講義・演習の別	単位数
法哲学研究 A	講義	2	商法実践研究	講義	2
法哲学研究 B	講義	2	労働法研究 A	講義	2
日本法制史研究 A	講義	2	労働法研究 B	講義	2
日本法制史研究 B	講義	2	労働法実践研究	講義	2
東洋法制史研究 A	講義	2	国際私法研究 A	講義	2
東洋法制史研究 B	講義	2	国際私法研究 B	講義	2
西洋法制史研究 A	講義	2	政治学研究 A	講義	2
西洋法制史研究 B	講義	2	政治学研究 B	講義	2
外国法研究 A	講義	2	政治学実践研究	講義	2
外国法研究 B	講義	2	行政学研究 A	講義	2
外国法実践研究	講義	2	行政学研究 B	講義	2
憲法研究 A	講義	2	西洋政治史研究 A	講義	2
憲法研究 B	講義	2	西洋政治史研究 B	講義	2
憲法実践研究	講義	2	日本政治史研究 A	講義	2
行政法研究 A	講義	2	日本政治史研究 B	講義	2
行政法研究 B	講義	2	西洋政治思想史研究 A	講義	2
行政法実践研究	講義	2	西洋政治思想史研究 B	講義	2
国際法研究 A	講義	2	日本政治思想史研究 A	講義	2
国際法研究 B	講義	2	日本政治思想史研究 B	講義	2
国際法実践研究	講義	2	国際関係史研究 A	講義	2
刑法研究 A	講義	2	国際関係史研究 B	講義	2
刑法研究 B	講義	2	国際政治研究 A	講義	2
刑法実践研究	講義	2	国際政治研究 B	講義	2
刑事訴訟法研究 A	講義	2	公共政策演習	演習	2
刑事訴訟法研究 B	講義	2	法律学特殊研究 A	演習	2
刑事政策研究 A	講義	2	法律学特殊研究 B	演習	2
刑事政策研究 B	講義	2	政治学特殊研究 A	演習	2
民法研究 A	講義	2	政治学特殊研究 B	演習	2
民法研究 B	講義	2	論文指導演習 A	演習	2
民法実践研究	講義	2	論文指導演習 B	演習	2
民事訴訟法研究 A	講義	2			
民事訴訟法研究 B	講義	2			
商法研究 A	講義	2			
商法研究 B	講義	2			

備考

- ① 指導教員の担当する授業科目 8 単位以上を修得し、併せて 30 単位以上を修得すること。なお、本大学院学則第 20 条第 2 項及び第 3 項により修得した単位、同第 21 条により認定を受けた単位を含めることができる。
- ② 定期的に指導教員の研究指導を受けるものとする。
- ③ 授業科目の内容、履修の方法については履修要綱に定める。

第 19 条 別表 2-2

法学研究科法律学専攻 後期課程

授業科目	講義・演習の別	単位数	授業科目	講義・演習の別	単位数
法哲学研究 A	講義	2	商法研究 A	講義	2
法哲学研究 B	講義	2	商法研究 B	講義	2
日本法制史研究 A	講義	2	商法実践研究	講義	2
日本法制史研究 B	講義	2	労働法研究 A	講義	2
東洋法制史研究 A	講義	2	労働法研究 B	講義	2
東洋法制史研究 B	講義	2	労働法実践研究	講義	2
西洋法制史研究 A	講義	2	国際私法研究 A	講義	2
西洋法制史研究 B	講義	2	国際私法研究 B	講義	2
外国法研究 A	講義	2	政治学研究 A	講義	2
外国法研究 B	講義	2	政治学研究 B	講義	2
外国法実践研究	講義	2	政治学実践研究	講義	2
憲法研究 A	講義	2	行政学研究 A	講義	2
憲法研究 B	講義	2	行政学研究 B	講義	2
憲法実践研究	講義	2	西洋政治史研究 A	講義	2
行政法研究 A	講義	2	西洋政治史研究 B	講義	2
行政法研究 B	講義	2	日本政治史研究 A	講義	2
行政法実践研究	講義	2	日本政治史研究 B	講義	2
国際法研究 A	講義	2	西洋政治思想史研究 A	講義	2
国際法研究 B	講義	2	西洋政治思想史研究 B	講義	2
国際法実践研究	講義	2	日本政治思想史研究 A	講義	2
刑法研究 A	講義	2	日本政治思想史研究 B	講義	2
刑法研究 B	講義	2	国際関係史研究 A	講義	2
刑法実践研究	講義	2	国際関係史研究 B	講義	2
刑事訴訟法研究 A	講義	2	国際政治研究 A	講義	2
刑事訴訟法研究 B	講義	2	国際政治研究 B	講義	2
刑事政策研究 A	講義	2	公共政策演習	演習	2
刑事政策研究 B	講義	2	法律学特殊研究 A	演習	2
民法研究 A	講義	2	法律学特殊研究 B	演習	2
民法研究 B	講義	2	政治学特殊研究 A	演習	2
民法実践研究	講義	2	政治学特殊研究 B	演習	2
民事訴訟法研究 A	講義	2	論文指導演習 A	演習	2
民事訴訟法研究 B	講義	2	論文指導演習 B	演習	2

備考

- ① 指導教員の担当する授業科目 12 単位以上を修得するものとする。
- ② 定期的に指導教員の研究指導を受けるものとする。
- ③ 授業科目の内容、履修の方法については履修要綱に定める。

第 19 条 別表 3-1

経済学研究科経済学専攻 前期課程

専攻必修科目		
授業科目	講義・演習の別	単位数
研究方法と倫理	講義	2

授業科目	講義・演習の別	単位数	授業科目	講義・演習の別	単位数
理論経済学特論 A	講義	2	経済史特論 A	講義	2
理論経済学特論 B	講義	2	経済史特論 B	講義	2
経済学史特論 A	講義	2	計量経済学特論 A	講義	2
経済学史特論 B	講義	2	計量経済学特論 B	講義	2
貨幣金融特論 A	講義	2	経営学特論 A	講義	2
貨幣金融特論 B	講義	2	経営学特論 B	講義	2
財政学特論 A	講義	2	会計学特論 A	講義	2
財政学特論 B	講義	2	会計学特論 B	講義	2
経済政策特論 A	講義	2	経営史特論 A	講義	2
経済政策特論 B	講義	2	経営史特論 B	講義	2
国際経済特論 A	講義	2	税務特論 A	講義	2
国際経済特論 B	講義	2	税務特論 B	講義	2
社会政策特論 A	講義	2	税法総論 A	講義	2
社会政策特論 B	講義	2	税法総論 B	講義	2
統計学特論 A	講義	2	税務特講	講義	2
統計学特論 B	講義	2	論文指導演習 A	演習	2
			論文指導演習 B	演習	2

備考

- ① 指導教員の担当する授業科目 8 単位以上を含み 30 単位以上を修得すること。なお、本学大学院学則第 20 条第 2 項及び第 3 項により修得した単位、同第 21 条により認定を受けた単位を含めることができる。
- ② 定期的に指導教員の研究指導を受けるものとする。
- ③ 授業科目の内容、履修方法については履修要綱に定める。

第 19 条 別表 3-2

経済学研究科経済学専攻 後期課程

授業科目	講義・演習の別	単位数	授業科目	講義・演習の別	単位数
理論経済学研究 A	講義	2	統計学研究 A	講義	2
理論経済学研究 B	講義	2	統計学研究 B	講義	2
経済学史研究 A	講義	2	経済史研究 A	講義	2
経済学史研究 B	講義	2	経済史研究 B	講義	2
貨幣金融研究 A	講義	2	計量経済学研究 A	講義	2
貨幣金融研究 B	講義	2	計量経済学研究 B	講義	2
財政学研究 A	講義	2	経営学研究 A	講義	2
財政学研究 B	講義	2	経営学研究 B	講義	2
経済政策研究 A	講義	2	経営史研究 A	講義	2
経済政策研究 B	講義	2	経営史研究 B	講義	2
国際経済研究 A	講義	2	会計学研究 A	講義	2
国際経済研究 B	講義	2	会計学研究 B	講義	2
社会政策研究 A	講義	2	論文指導演習 A	講義	2
社会政策研究 B	講義	2	論文指導演習 B	演習	2

備考

- ① 指導教員の担当する授業科目 12 単位以上を修得するものとする。
- ② 定期的に指導教員の研究指導を受けるものとする。
- ③ 授業科目の内容、履修方法については履修要綱に定める。

第29条 別表

項目	入学年度	前期課程	後期課程
入学金	令和8年度	200,000円	200,000円
授業料	全入学年度	505,000円	505,000円
施設設備費	全入学年度	200,000円	200,000円
維持運営費	全入学年度	10,000円	10,000円

備考

- 1 授業料、施設設備費、維持運営費は在学中毎年度納入するものとする。
- 2 本学出身者の入学金及び施設設備費については次のとおりとする。
 - イ 前期課程 半額
 - ロ 後期課程 本学前期課程修了者は徴収しない。
本学学部出身者で、他大学前期課程修了者は半額。
- 3 第3条第6項に基づく長期履修を認められた者の授業料及び施設設備費は、延長された修業年限に応じて分納するものとする。その詳細については別に定める。
- 4 第26条による休学者については、休学期間が1年の場合には、授業料、施設設備費及び維持運営費の全額を免除し、休学期間が前期又は後期の場合には、授業料及び施設設備費の半額、維持運営費の全額を免除する。ただし、次のとおり休学在籍料を納めるものとする。
 - イ 休学期間が1年 100,000円
 - ロ 休学期間が前期又は後期 50,000円

第30条 別表

項目	金額
選考料	10,000円
登録料	20,000円
受講料	1単位 6,500円

第31条 別表

項目	金額
研究料	10,000円(月額)

第32条 別表

項目	金額
選考料	10,000円
登録料	20,000円
聴講料	1単位 11,000円

備考 本学出身者の登録料は半額とする。

第33条 別表

項目	金額
選考料	10,000円
登録料	20,000円
受講料	1単位 17,000円

備考 本学出身者の登録料は半額とする。

第39条 別表

研究科	専攻	種類及び免許教科	
		中学校教諭 普通専修免許状	高等学校教諭 普通専修免許状
文学研究科	神道学・宗教学専攻	社会	公民
	文学専攻	国語	国語
	史学専攻	社会	地理歴史
法学研究科	法律学専攻	社会	公民
経済学研究科	経済学専攻	社会	公民

